東海市告示第３５号

令和７年度東海市社会福祉団体活動事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市社会福祉団体活動事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉団体（以下「団体」という。）の活動事業に対し、補助金を交付することにより、その事業の促進を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（補助対象経費）

第２条　次に掲げる団体に対する補助金の交付の対象となる経費は、当該団体が行う福祉事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

⑴　西知多保護区保護司会東海支部

⑵　更生保護女性会

⑶　東海市民生委員・児童委員連絡協議会

２　前項各号に掲げる団体以外の団体に対する補助金の交付の対象となる経費は、当該団体が行う福祉事業に要する経費のうち、補助対象となる事業に要した経費の２分の１とする。

（補助金の額）

第３条　補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第４条　団体の代表者（以下「代表者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更申請）

第５条　前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第６条　市長は、前２条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　代表者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

２　前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第８条　市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、代表者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第９条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

２　代表者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。